

福岡県医発第740号（保）

平成16年 7月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



平成16年度における組合員証等の検認について

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条の規定に基づき、地方公務員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員証等の検認が実施されることになり、総務省自治行政局長、文部科学省初等中等教育局長及び警察庁長官官房長より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありました。

検認の概要は下記のとおりでありますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地方公務員共済組合及び警察共済組合に係る組合員証等の検認は平成16年9月中に実施する。
2. 公立学校共済組合に係る組合員証等の検認は平成16年11月中に実施する。
3. 検認を受けるための組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



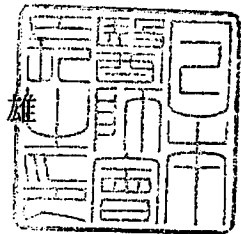
日医発第382号(保52)

平成16年7月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植松 治 雄



平成16年度における組合員証等の検認について

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条の規定に基づき、地方公務員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員証等の検認が実施されることになり、総務省自治行政局長、文部科学省初等中等教育局長及び警察庁長官官房長より別添のとおり関係機関に対して通知されましたのでご連絡いたします。

検認の概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地方公務員共済組合及び警察共済組合に係る組合員証等の検認は平成16年9月中に実施する。
2. 公立学校共済組合に係る組合員証等の検認は平成16年11月中に実施する。
3. 検認を受けるため組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。



(添付資料)

1. 平成16年度における組合員証等の検認について(通知)
(平16.7.1 総行福第174号 総務省自治行政局長通知)
2. 平成16年度における公立学校共済組合の組合員証等の検認について(通知)
(平16.7.7 16初文科初第473号 文部科学省初等中等教育局長通知)
3. 組合員証等の検認について
(平16.7.6 警察庁丙給厚発第15号 警察庁長官官房長通知)

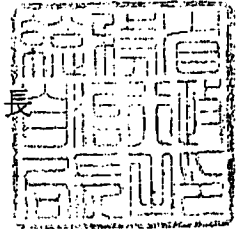
総行福第174号

平成16年7月1日

厚生労働省保険局長
(保険課扱い)
日本医師会会長
日本歯科医師会会長
日本薬剤師会会長
社会保険診療報酬支払基金理事長

殿

総務省自治行政局長



平成16年度における組合員証等の検認について（通知）

標記の件について、別紙のとおり通知しましたので、参考までに通知します。

なお、市町村合併に伴い、平成16年9月中に組合員証等の検認を行わない共済組合については、その共済組合の名称及び検認の実施時期について後日通知しますので、よろしくお願いいたします。

各都道府県知事 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長

平成16年度における組合員証等の検認について（通知）

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条（第100条第4項、第100条の2第3項、第110条の6第6項及び第176条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の検認について、平成16年において下記のとおり行うこととしましたので、この旨を貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に通知の上、その実施について遺漏のないようお願いします。

記

- 1 平成16年9月中に組合員証等の検認を実施すること。

ただし、平成16年12月末日までの市町村合併により組合員証等の再交付を行う組合であって、事務の合理化等のために特に希望する組合については、組合員証等の再交付に合わせて検認を実施することができるものとする。この場合、平成16年8月末日までに福利課と協議を行うこと。

- 2 組合員が組合員証等の検認を受けるため組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。資格証明書の取扱いについては、昭和42年5月12日付け自治福第197号行政局長通知の記の2及び3の例によるものとする。

なお、資格証明書の交付を受けた者が療養の給付等を受ける場合には、当該資格証明書を医療機関等に確実に提示するよう周知徹底を図ること。

地方職員共済組合理事長
（地方共済事務局扱い）
東京都職員共済組合理事長
札幌市職員共済組合理事長
名古屋市職員共済組合理事長

殿

総務省自治行政局長

平成16年度における組合員証等の検認について（通知）

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条（第100条第4項、第100条の2第3項、第110条の6第6項及び第176条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の検認については、平成16年度において下記のとおり行うこととしましたので、その実施について遺漏のないようお願いします。

記

1 平成16年9月中に組合員証等の検認を実施すること。

ただし、平成16年12月末までの市町村合併により組合員証等の再交付を行う組合にあっては、事務の合理化等のために特に希望する組合については、再交付に合わせて検認を実施することができるものとする。この場合には、平成16年8月末日までに福利課と協議を行うこと。

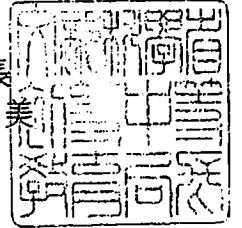
2 組合員が組合員証等の検認を受けるため組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、所属所長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。資格証明書の取扱いについては、昭和42年5月12日付け自治福第197号行政局長通知の記の2及び3の例によるものとする。

なお、資格証明書の交付を受けた者が療養の給付等を受ける場合には、当該資格証明書を医療機関等に確実に提示するよう周知徹底を図ること。

16初文科初第473号
平成16年7月7日

日本医師会会長 殿

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美



平成16年度における公立学校共済組合の組合員証等の
検認について（通知）

標記のことについて、別添（写）のとおり公立学校共済組合理事長あ
て通知しましたのでお知らせします。

16文科初第473号
平成16年7月7日

公立学校共済組合理事長 殿

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美

平成16年度における公立学校共済組合の組合員証等の
検認について（通知）

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条（第100条第4項、第100条の2第3項、第110条の6第6項及び第176条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公立学校共済組合の組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の検認については、平成16年度において下記のとおり行うこととしたので、その実施について遺漏のないようお願いします。

記

- 1 平成16年11月中に組合員証等の検認を実施すること。
- 2 組合員が組合員証等の検認を受けるため組合員証等を組合に提出した後において、療養の給付等を受ける必要がある場合には、支部長が発行する資格証明書をもって療養の給付等を受けるものとする。資格証明書の取扱いについては、昭和51年9月9日付け文管福第238号通知の記の6の例によるものとする。
なお、資格証明書の交付を受けた者が療養の給付等を受ける場合には、当該資格証明書を医療機関等に確実に提示するよう周知徹底を図ること。

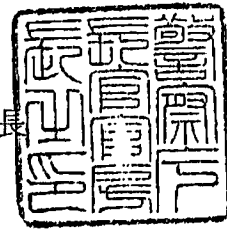


警察庁丙給厚発第15号

平成16年 7月 6日

日本医師会会長 殿

警察庁長官官房長



組合員証等の検認について

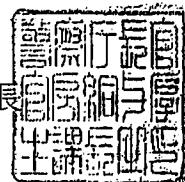
標記の件については、別添写のとおり警察共済組合理事長宛て通知しましたので、ご協力方よろしくお願いいたします。



警察庁丁給厚発第217号
平成16年 7月 6日

警察共済組合理事長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長



平成16年度における組合員証等の検認について

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第97条（第100条第4項、第100条の2第3項、第106条の3第5項、第110条の6第6項及び第176条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、警察共済組合の組合員及び被扶養者に係る組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受給証（以下「組合員証等」という。）の検認を下記要領により実施されたい。

記

- 1 組合員証等の検認は、平成16年9月末日までに完了すること。
- 2 検認のため提出を受けた組合員証等と組合員原票とを照合し、次の諸点について特に留意して審査すること。
 - （1）各欄の記入誤り又は記入漏れを是正し、整備すること。
 - （2）被扶養者については、その資格の可否について再審査し、必要と認められる者については再度被扶養者申告書を徴すること。
 - （3）検認を終了した組合員証等の第一面左上上部に検認済みのゴム印を押印すること。
- 3 検認印のない組合員証等は、平成16年10月1日以降無効とすること。
- 4 検認のため組合員証等を組合に提出中の者で診療を受ける組合員又は被扶養者がある場合には、別紙様式による警察共済組合組合員資格証明書を交付し、受診に支障のないようにすること。

別紙様式

警察共済組合員資格証明書

所 属 支 部	所 在 地	
	名 称	
組 合 員 証 等 記 号 番 号		
組 合 員	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生
	現 住 所	
	資 格 取 得 年 月 日	年 月 日
被 扶 養 者	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生
	現 住 所	
	組 合 員 と の 続 柄	
証 明 書 発 行 の 理 由		
有 効 期 間	自 平 成	年 月 日
	至 平 成	年 月 日

上記の者は、当組合員（被扶養者）で、現にその資格を有している
ことを証明する。

平 成 年 月 日

警 察 共 済 組 合

支 部 長